

幕別町索道事業運送約款

(使用料の払戻し)

第10条 天災又は当スキー場の責任により、索道の運転ができないときは、旅客に対して、別表の規定により使用料の払戻しを行います。ただし、風雪等により運転に危険を生ずるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

別表 (第 10 条関係)

白銀台スキー場

券の区分	払戻額の算出方法
1 回券	全額を払い戻す。
回数券 (13 回券)	払戻しをしない。
3 時間券	未利用時間を 180 で除した数値にリフト使用料を乗じて得た額とする。 (100 円未満切上げ)
5 時間券	未利用時間を 300 で除した数値にリフト使用料を乗じて得た額とする。 (100 円未満切上げ)
30 日券	払戻しをしない。
シーズン券	払戻しをしない。

明野ヶ丘スキー場

券の区分	払戻額の算出方法
1 回券	全額を払い戻す。
回数券 (13 回券)	払戻しをしない。
4 時間券	未利用時間を 240 で除した数値にリフト使用料を乗じて得た額とする。 (100 円未満切上げ)